

県内全市町村で運営する助け合いの制度

令和4年度

# 災害共済 県民交通

2月1日より 令和4年度の  
加入受付開始

茨城県民であれば  
どなたでも  
加入できます

年会費

**一般 900円**

中学生以下 **500円** ※令和4年4月1日現在で中学生以下の方

途中加入の場合  
9月30日以降 **半額**



見舞金をお支払いします

交通事故で死傷した方に

通院[入院]

**3**日目から!



最高で 見舞金

**100万円**

死亡 100万円

死亡見舞金.....100万円

傷害見舞金...2~30万円

身障見舞金.....50万円

共済期間

令和4年4月1日~

令和5年3月31日

※令和4年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和5年3月31日まで

## 加入の手続きはお早めに

### 見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	<b>100万円</b>
2	治療実日数181日以上の傷害	<b>30万円</b>
3	治療実日数151日以上の傷害	<b>25万円</b>
4	治療実日数121日以上の傷害	<b>20万円</b>
5	治療実日数 91日以上の傷害	<b>15万円</b>
6	治療実日数 61日以上の傷害	<b>10万円</b>
7	治療実日数 41日以上の傷害	<b>8万円</b>
8	治療実日数 21日以上の傷害	<b>6万円</b>
9	治療実日数 8日以上の傷害	<b>3万円</b>
10	治療実日数 3日以上の傷害	<b>2万円</b>
身障	身体障害者1級・2級該当	<b>50万円</b>

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

### 【令和2年度共済事業の状況】

加入者数	121,594人
見舞金給付件数	956件
見舞金給付金額	81,180千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

【お問合せ】  
かすみがうら市市民部  
市民協働課  
Tel: 029-897-1111

【お申込み】  
・千代田庁舎 市民課  
・霞ヶ浦庁舎 市民協働課  
・中央出張所

詳しくは裏面をご覧ください。



